

令和3年3月



仙台市と災害時協定を締結しました！



仙台矯正管区体育館（災害時に支援者待機場所等として提供）

★令和3年3月30日、
仙台矯正管区・仙台市内の少年矯正
施設（少年院及び鑑別所）と
仙台市との間において、
「災害発生時における
相互協力に関する協定」
を締結しました。

★この協定は…

- ・仙台市で災害が発生した際、
市が行う災害対策の活動拠点
（支援者の活動拠点など）として
矯正施設の一部を使用すること
- ・市が実施する災害対策に
矯正施設が積極的に協力し、
市民の安全確保を図ること

を目的として締結されました。

★矯正管区と矯正施設が、
地域の防災拠点の一つとなる取り組みです。

仙台矯正管区 体育館

矯正研修所仙台支所 研修寮

東北少年院 家庭寮

青葉女子学園 家庭寮

法務少年支援センター仙台

災害支援の活動拠点
として使用！



体育館内部の様子→

普段は、矯正職員の集合研修
の際に訓練や研修を行う場と
して使用しています。

